

様式第1号（第6条関係）

景観計画区域内行為（変更）届出書

年 月 日

小谷村長

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

景観法第16条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 行為の場所 小谷村
- 2 エリア区分（いずれかに○を付けてください。）
 - (1) 塩の道沿道地域
 - (2) スキー場・観光地域
 - (3) 農山村地域
 - (4) 国立公園地域
- 3 敷地面積 m^2
- 4 行為の種類（いずれかに○を付けてください。）
 - (1) 建築物の建築等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
 - (2) 工作物の建設等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
 - (3) 開発行為
 - (4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更
 - (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
- 5 行為予定 着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

6 規模・設計又は施工方法（変更の場合は変更する全ての番号に○を付け、その番号の表に変更後のものを記入してください）

(1) 行為の種類

建築物の建築等

用途	
建築面積	m ² （既存合計 m ² ）
床面積	m ² （既存合計 m ² ）
最高の高さ	m
外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²
仕上材料	（屋根） （外壁）
外観の色彩※	（屋根） （外壁）

工作物の建設等

種類・用途	
築造面積	m ² （既存合計 m ² ）
高さ・長さ	（高さ） m （長さ） m
外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²
外観の色彩※	（屋根） （外壁）

開発行為

目的	
面積	m ²
法面又は擁壁の高さ及び長さ	（高さ） m （長さ） m

土地の形質変更

目的	土石の採取・鉱物の掘採・その他
面積	m ²
法面又は擁壁の高さ及び長さ	（高さ） m （長さ） m

屋外における物件の堆積

種類	土石・廃棄物・再生資源・その他 (物件の品目：)
面積	m ²
高さ	m

(2) 変更の概要(変更届出の場合のみ記入)
(前回の通知書番号 第 号)

(3) 設計者
住所
氏名
電話番号

(4) 施工者
住所
氏名
電話番号

(5) 良好な景観形成のために特に配慮した事項

(備考)

※色彩については、日本工業規格 Z 8721(マンセル表色系)に規定された色相、明度及び彩度の値を記入してください。

添付図書

- ・申請箇所の周辺図 (1/2500 以上の縮尺)
- ・写真 (3 方向以上) ・平面、立面、断面図 (1/100 以上の縮尺)
- ・景観育成住民協定及び景観協定締結者は、協定代表者の同意書

様式第2号（第9条関係）

景観計画区域内行為（変更）通知書

年 月 日

小谷村長

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所 小谷村

2 エリア区分（いずれかに○を付けてください。）

- (1) 塩の道沿道地域
- (2) スキー場・観光地域
- (3) 農山村地域
- (4) 国立公園地域

3 敷地面積 m²

4 行為の種類（いずれかに○を付けてください。）

- (1) 建築物の建築等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (2) 工作物の建設等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (3) 開発行為
- (4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

5 行為予定 着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

6 規模・設計又は施工方法（変更の場合は変更する全ての番号に○を付け、その番号の表に変更後のものを記入してください）

(1) 行為の種類

建築物の建築等

用途	
建築面積	m ² （既存合計 m ² ）
床面積	m ² （既存合計 m ² ）
最高の高さ	m
外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²
仕上材料	（屋根） （外壁）
外観の色彩※	（屋根） （外壁）

工作物の建設等

種類・用途	
築造面積	m ² （既存合計 m ² ）
高さ・長さ	（高さ） m （長さ） m
外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²
外観の色彩※	（屋根） （外壁）

開発行為

目的	
面積	m ²
法面又は擁壁の高さ及び長さ	（高さ） m （長さ） m

土地の形質変更

目的	土石の採取・鉱物の掘採・その他
面積	m ²
法面又は擁壁の高さ及び長さ	（高さ） m （長さ） m

屋外における物件の堆積

種類	土石・廃棄物・再生資源・その他 (物件の品目：)
面積	m ²
高さ	m

(2) 変更の概要(変更届出の場合のみ記入)
(前回の通知書番号 第 号)

(3) 設計者
住所
氏名
電話番号

(4) 施工者
住所
氏名
電話番号

(5) 良好な景観形成のために特に配慮した事項

(備考)

※色彩については、日本工業規格 Z 8721(マンセル表色系)に規定された色相、明度及び彩度の値を記入してください。

添付図書

- ・申請箇所の周辺図 (1/2500 以上の縮尺)
- ・写真 (3方向以上) ・平面、立面、断面図 (1/100 以上の縮尺)

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

景観区域内行為協議書

様

小谷村長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第6項の規定により下記について協議します。

記

- 1 通知のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由

指 導 書

様

小谷村長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、小谷村景観条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指導します。

記

- 1 届出のあった行為
行為の種類
行為の場所
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 報告期限 年 月 日

勸告書

様

小谷村長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第16条第3項の規定に基づき、必要な措置を講じるよう下記のとおり勸告します。

なお、勸告に従わない場合は、小谷村景観条例第15条第1項の規定により、事実を公表する場合があります。

1 行為の場所 小谷村

2 エリア区分

- (1) 塩の道沿道地域
- (2) スキー場・観光地域
- (3) 農山村地域
- (4) 国立公園地域

3 行為の種類

- (1) 建築物の建築等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (2) 工作物の建設等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (3) 開発行為 用途（ ）
- (4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更 用途（ ）
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 種類（ ）

4 行為予定 着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

5 勧告事項

6 変更届出書の提出期限 年 月 日

変更命令書

小谷村指令第 号
年 月 日

住所

氏名

様

小谷村長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を講じるよう下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

1 行為の場所 小谷村

2 エリア区分

- (1) 塩の道沿道地域
- (2) スキー場・観光地域
- (3) 農山村地域
- (4) 国立公園地域

3 行為の種類

- (1) 建築物の建築等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (2) 工作物の建設等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）

4 行為の期間 着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

5 命令事項

6 変更届出書の提出期限 年 月 日

教示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、小谷村を被告として（訴訟において小谷村を代表する者は小谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

期間延長通知書

住所

氏名

様

小谷村長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定に基づき、下記のとおり期間を延長したので通知します。

1 行為の場所 小谷村

2 エリア区分

- (1) 塩の道沿道地域
- (2) スキー場・観光地域
- (3) 農山村地域
- (4) 国立公園地域

3 行為の種類

- (1) 建築物の建築等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (2) 工作物の建設等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）

4 延長期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

5 延長の理由

様式第 8 号（第 12 条関係）

原状回復命令書

小谷村指令第 号
年 月 日

住所
氏名

様

小谷村長

印

年 月 日付 第 号により通知した変更命令に係る行為については、
景観法第 17 条第 5 項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じ
ます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 101 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50
万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 原状回復等命令の対象となる行為

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続については、以下のとおりです。

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小谷村長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、小谷村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

小谷村長

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

小谷村景観条例第19条の規定により、次のとおり協議します。

1 行為の場所 小谷村

2 エリア区分（いずれかに○を付けてください。）

- (1) 塩の道沿道地域
- (2) スキー場・観光地域
- (3) 農山村地域
- (4) 国立公園地域

3 行為の種類（いずれかに○を付けてください。）

- (1) 建築物の建築等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (2) 工作物の建設等 新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (3) 開発行為
- (4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

4 行為予定 着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

5 規模・設計又は施工方法（変更の場合は変更する全ての番号に○を付け、その番号の表に変更後のものを記入してください）

(1) 行為の種類

建築物の建築等

用途	
建築面積	m ² （既存合計 m ² ）
床面積	m ² （既存合計 m ² ）
最高の高さ	m
外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²
仕上材料	（屋根） （外壁）
外観の色彩※	（屋根） （外壁）

工作物の建設等

種類・用途	
築造面積	m ² （既存合計 m ² ）
高さ・長さ	（高さ） m （長さ） m
外観変更面積	m ²
特定外観意匠面積	m ²
外観の色彩※	（屋根） （外壁）

開発行為

目的	
面積	m ²
法面又は擁壁の高さ及び長さ	（高さ） m （長さ） m

土地の形質変更

目的	土石の採取・鉱物の掘採・その他
面積	m ²
法面又は擁壁の高さ及び長さ	（高さ） m （長さ） m

屋外における物件の堆積

種類	土石・廃棄物・再生資源・その他 (物件の品目：)
面積	m ²
高さ	m

(2) 変更の概要(変更届出の場合のみ記入)
(前回の通知書番号 第 号)

(3) 設計者
住所
氏名
電話番号

(4) 施工者
住所
氏名
電話番号

(5) 良好な景観形成のために特に配慮した事項

(備考)

※色彩については、日本工業規格 Z 8721(マンセル表色系)に規定された色相、明度及び彩度の値を記入してください。

景観計画区域内行為通知書

住所

氏名

様

小谷村長

印

年 月 日付けで届出のあった下記の行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められますので、景観法第 18 条第 2 項の規定により通知します。

なお、同法第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、この通知日以後、当該行為に着手することができます。

1 行為の場所 小谷村

2 エリア区分

- (1) 塩の道沿道地域
- (2) スキー場・観光地域
- (3) 農山村地域
- (4) 国立公園地域

3 行為の種類

- (1) 建築物の建築等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (2) 工作物の建設等 用途（ ）
新築 増築 改築 移転
外観の変更（修繕・模様替え・色彩変更）
- (3) 開発行為
- (4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

4 行為の届出日 年 月 日

5 行為の期間 着手予定日 年 月 日
 完了予定日 年 月 日

6 その他指導事項

様式第 11 号（第 15 条関係）

（表）

第 号	身分証明書
写 真	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
景観法に基づき立入検査及び立入調査を行う者であることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	小谷村長 印

（裏）

1 この証明書は、立入検査及び立入調査を行う場合に提示しなければならない
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書は、立入検査及び立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

様式第 12 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

景観重要建造物等指定通知書

様

小谷村長

印

景観法第 19 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により下記の建造物を景観重要建造物等に指定したので、同法第 21 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により通知します。

指定番号及び指定の年月日	第 号
	年 月 日
建造物の名称又は 樹木の種類	
建造物等の所在地	小谷村
建造物等の所有者の 氏名及び住所	住所 氏名
指定の理由となった外観の特徴	
景観法第 19 条第 1 項に規定する 土地その他の物件の範囲	(別添範囲図)

景観重要建造物等現状変更行為許可申請書

小谷村長

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

景観法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により景観重要建造物等の現状変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

建造物の名称又は 樹木の種類				
建造物等の所在地	小谷村			
指定番号	第	号	（指定年月日	年 月 日）
現状変更を行う 理由				
設計方法又は 施工方法				
行為の予定期間	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
設計者	（住所） （氏名）		（電話）	
施工者	（住所） （氏名）		（電話）	

様式第 14 号（第 20 条関係）

小谷村指令第 号
年 月 日

景観重要建造物等原状回復等命令書

様

小谷村長 印

あなたが行った行為は、景観法第 22 条第 1 項の規定又は同条第 3 項及び第 31 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第 23 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置を講ずることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 103 条第 7 項の規定により、30 万円以下の罰金に処されることがあります。

建造物の名称又は樹木の種類 及び指定番号	第 号
命令理由	
講ずるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、小谷村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、小谷村を被告として（訴訟において小谷村を代表する者は小谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 15 号（第 20 条関係）

小谷村指令第 号
年 月 日

景観重要建造物等管理に関する命令書

様

小谷村長 印

あなたが所有又は管理する景観重要建造物等は管理が適当でないため滅失し、若しくは毀損又は故死するおそれがあると認められるため、景観法第 26 条及び第 34 条の規定により、下記の措置を講ずることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 105 条の規定により、30 万円以下の罰金に処されることがあります。

建造物の名称又は樹木の種類 及び指定番号	第 号
命令理由	
講ずるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、小谷村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、小谷村を被告として（訴訟において小谷村を代表する者は小谷村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 16 号（第 20 条関係）

小谷村指令第 号
年 月 日

景観重要建造物等管理に関する勧告書

様

小谷村長 印

あなたが所有又は管理する景観重要建造物等は管理が適当でないため滅失し、若しくは毀損又は故死するおそれがあると認められるため、景観法第 26 条及び第 34 条の規定により、下記の措置を講ずることを勧告します。

建造物の名称又は樹木の種類 及び指定番号	第 号
命令理由	
講ずるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

様式第 17 号（第 21 条関係）

小谷村指令第 号
年 月 日

景観重要建造物等指定解除通知書

様

小谷村長 印

景観法第 27 条及び第 35 条の規定により下記の景観重要建造物等の指定を解除したので、同法第 27 条第 3 項及び第 35 条第 3 項において準用する同法第 21 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定により通知します。

指定番号・指定年月日	第 号 年 月 日
建造物の名称又は樹木の種類	
建造物又は樹木の所在地	
建造物又は樹木の所有者の住所及び氏名	
指定の解除年月日	年 月 日
解除の理由	

年 月 日

景観重要建造物等所有者変更届出書

小谷村長

所有者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

景観法第 43 条の規定により届け出ます。

建造物の名称又は 樹木の種類	
指定番号・ 指定年月日	第 号（指定年月日 年 月 日）
建造物等の所在地	小谷村
変更前の所有者の 住所及び氏名	住所 氏名
変更後の所有者の 住所及び氏名	住所 氏名
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

年 月 日

景観育成住民協定認定申請書

小谷村長

代表者

住所

氏名

印

電話番号

小谷村景観条例第 27 条第 2 項の規定により、景観育成住民協定の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

協定の名称		
協定の対象 となる区域	位置	小谷村
	面積 (延長)	
協定者数		名
協定の主な内容		

添付書類

- 1 協定書の写し
- 2 協定に係る区域を示す図面
- 3 公図等
- 4 協定区域の 2 / 3 以上の合意であることを証する書類

様式第 20 号（第 24 条関係）

第 号
年 月 日

景観育成住民協定認定通知書

様

小谷村長 印

年 月 日付けで申請のあった景観育成住民協定の認定について、小谷村
景観条例第 27 条第 1 項の規定により、景観育成住民協定として下記のとおり認定を決定し
たので通知します。

協定の名称	
協定の区域	小谷村
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日

様式第 21 号（第 24 条関係）

年 月 日

景観育成住民協定認定変更（廃止）届出書

小谷村長

代表者

住所

氏名

印

電話番号

小谷村景観条例第 27 条第 4 項の規定により、景観づくり住民協定の変更（廃止）を届け
出ます。

協定の名称	
認定番号	第 号
変更（廃止） 年月日	年 月 日
変更（廃止）の 理由	